

## 次期「滋賀の教育大綱」策定方針（案）

### 1. 次期教育大綱に至る経緯

滋賀県では、平成18年(2006年)に全部改正された教育基本法に基づき、平成21年(2009年)に「滋賀県教育振興基本計画」、平成26年(2014年)に「第2期滋賀県教育振興基本計画」、平成31年(2019年)に「第3期滋賀県教育振興基本計画」を策定してきました。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成27年(2015年)、平成31年(2019年)にそれぞれ「滋賀の教育大綱」と「滋賀県教育振興基本計画」を一体的に策定し、県の教育施策の基本的な方針を示してきました。

### 2. 現教育大綱3年間の成果と課題

平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)を対象期間とする現行の「滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)」では、第1期計画からの滋賀県の教育の基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を継承しつつ、「人生100年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」をサブテーマとして、大きな時代の変革期にあって、文章や情報を正確に読み解き、相手の言葉等から考えや意図を読み解く力である「読み解く力」の育成に重点を置いた教育施策のあり方を示しました。

大綱に基づき教育施策を展開する中で、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大(いわゆるコロナ禍)は、コミュニケーション機会の減少や生活習慣・運動習慣の混乱など子どもたちへ様々な影響をもたらしました。一方で、オンライン等による学びの確保の必要性が高まったことを背景に、学校現場のICT環境が飛躍的に整備され、ICTの有効活用に関する蓄積も進んでいます。ICTが子どもたちの学びの充実に寄与するために、指導方法の普及等を図る必要があります。

また、「読み解く力」の育成については、取組の普及に努め、大綱の目標の一つに掲げる子どもたちにおける授業理解度の向上などに成果が表れています。引き続き「読み解く力」に重点を置いた子どもたちの「学ぶ力」の充実とともに、コロナ禍の影響も見られる「豊かな心」と「健やかな体」の充実に取り組み、「夢と生きる力」を育んでいく必要があります。

学習船「うみのこ」による教育活動や、豊かな自然に学ぶ環境学習など、滋賀ならではの学びについては、コロナ禍の影響を受けながらも工夫を凝らし、取組の継続を図ってきました。本物に触れる体験は、学びの実感や郷土愛の形成において重要であり、引き続き滋賀ならではの学びの充実を図る必要があります。

地域との連携、家庭の教育力の向上や、生涯学習の振興に関しては、コロナ禍の影響を受けながらも、オンラインの活用などを図りながら取組が展開されました。地域のつながりの希薄化や子育て家庭の孤立化傾向などを背景に、施策の必要性は高まっており、一人ひとりが豊かな人生を送るために生涯学習の機会を充実していく取組が求められます。

### 3. 次期教育大綱で重視すべき観点

#### (1) 学習者主体で、未来社会を見据えた人づくり

次期教育大綱の策定に当たっては、子どもたちが社会の中心になって活躍する 2040 年以降の未来社会を見据える必要があります。この段階の未来においては、人口減少や少子高齢化、デジタルトランスフォーメーションなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測され、さらに、こうした変化が、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。こうした VUCA(変動性、不確実性、複雑性、あいまい性)の時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。本県の教育はこれまで、「夢と生きる力」の育成に取り組んできました。この取組を継承しつつ、学習者を主体に置き、子どもたち一人ひとりの学びの最適化などにより、主体的に答えを見出し、時代の変化にたくましく向き合う人づくりを図っていくことが重要です。

#### (2) コロナ禍の経験からの「気付き」

現在もなお全世界で続くコロナ禍は、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼした一方で、健康の価値、学校などの場において共に学び交流する価値、本県独自の学習船「うみのこ」による教育活動をはじめとした体験的な学びの価値、そして一人ひとりや社会の幸せの価値を再認識する契機となりました。また、コロナ禍に応じた学びの模索は、オンラインによる教育活動や、ICTを組み合わせた学習教材の活用など、新たな学び方の可能性を実感する機会ともなりました。このような困難に直面する中で私たちが得た様々な「気付き」を、これからの滋賀県の教育の一層の充実につなげていくことが重要です。

#### (3) 児童生徒等の多様化に対応し、誰一人取り残さない学び

全国の傾向と同様に、本県においても、各学校種に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等が増加傾向にあります。また、令和 2 年度の小、中学校の不登校児童生徒の在籍率は過去最高の水準を示すとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒等も増加傾向にあるなど、児童生徒等の置かれた状況は一層多様化する傾向にあります。特別支援教育の充実のほか、家庭の状況や、文化的・言語的背景の相違など、子どもたちが置かれている環境が学びにもたらす困難に対して、地域、福祉部門、経済界、家庭など多様な主体と連携を深めることなどにより、社会全体で多様な状況にある児童生徒等を支え、学びから誰一人取り残さないことが重要です。

#### (4)高等学校段階の学びの充実

高等学校段階の学びについては、生徒の生きる力を育むとともに、義務教育段階の基礎の上に、生徒一人ひとりの好奇心や探究心を発展させる場として、課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育を展開していくことが重要です。

#### (5)教職員の資質能力の向上

本県の子どもたちの個々の状況に応じて一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、教職員が組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上が欠かせません。強い意欲と情熱をもった人材の採用とともに、OJT および人材育成指標に基づく研修の充実により、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成が重要です。併せて、学校における働き方改革を加速し、教職員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じられる魅力ある職場環境の構築と、教職員の笑顔が子どもたちの笑顔につながる学校現場づくりが重要です。

#### (6)生涯学習の振興と地域、家庭の教育力の充実

人生 100 年時代の本格的な到来を迎える中で、豊かな人生を送るためには、生涯にわたる多様な学びの機会の充実が重要です。地域や家庭は、学校以外での学びを支える重要な主体であり、その活力を高めていくことが重要です。

#### (7)教育を通じた幸せ(ウェルビーイング)の実現

教育においては何よりも、子どもたちや社会の多様性を前提として、包摂性と持続可能性を十分に担保し、個々の可能性が最大限に引き出されることが重要です。愛を原点としてあらゆる主体が教育に関与し、教育を通じて一人ひとりとともに社会全体の幸せ(ウェルビーイング)が実現されるよう、教育施策を構築していくことが重要です。

### 4. 次期教育大綱の基本的な枠組

- 現行の「滋賀の教育大綱」を継承し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、滋賀県における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するものとします。
- 対象期間は、令和 6 年度(2024 年度)から令和 10 年度(2029 年度)の 5 年間とします。
- 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定する第 4 期滋賀県教育振興基本計画と一体的に策定を図るものとします。

## 5. 次期教育大綱の方向性

以上を踏まえ、次期教育大綱については、これまでの教育大綱との連続性に配慮し、現在、中央教育審議会で審議されている国の次期(第4期)教育振興基本計画を参酌しながら、総合的かつ体系的な滋賀県の教育施策の大綱として策定します。なお、策定に当たっては、教育を受ける当事者である子どもたちからの意見も取り入れていきます。

次期教育大綱の内容については、現行の「滋賀の教育大綱」の成果と課題や、上述の「重視すべき観点」を踏まえ、愛をもってみんなで取り組み、学習者を主体に置き、個人と社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を志向する、現大綱の期間後5年間にわたる教育施策の基本的な方針を示すものとしていきます。

具体的には、次の観点を重視すべき方向性とします。

- 時代の変化にたくましく向き合い、主体的に答えを見出し、未来を自ら切り拓く「夢と生きる力」の育成
- 滋賀ならではの学びの充実
- 教育におけるICTの効果の最大化
- 生徒一人ひとりの好奇心や探究心を育み、更に深められる高等学校づくり
- 特別支援教育をはじめ、多様な個人の置かれた状況へ寄り添い、誰一人取り残さない、地域、福祉部門、経済界、家庭など社会総がかりでの取組の充実
- 子どもたち一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、子どもたちや教職員の笑顔があふれる学校現場の実現
- 活力ある地域や家庭と、人生100年時代を豊かなものとする生涯学習の振興